

令和4年度川西市奨学生追加募集のしおり

川西市教育委員会

川西市教育委員会では、経済的理由により修学が困難な大学（短期大学を含む）、高等学校（高等専門学校を含む）等の在对学生に対し、奨学資金の貸付を行います。

令和4年度追加募集にて、新たに奨学資金の貸付を受けたい方は、下記を熟読し、了承の上申し込んでください。

なお、申込者多数の場合は、奨学資金の必要度の高い方から順に決定するため、ご希望に沿えない場合もあります。

また、既に川西市奨学生として認定されている方は、新たに申請する必要はありません。

記

1 応募資格

以下の①から③のすべてを満たす方が対象となります。

- ①経済的理由により修学困難な、大学・高等学校等の在學生。**（2年生以上も可）**
※ただし、満28歳までに大学（短期大学を含む）、満20歳までに高等学校（高等専門学校を含む）に入学された方に限る。
- ②保護者が川西市に居住している。（高等学校の定時制課程、又は大学の夜間学部^{（1）}に在学する者^{（2）}にあつては、本人のみが市内に居住する場合を含む。）
- ③**令和3年分世帯合計総所得金額**※が次の所得基準以下。

《所得基準》

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	1人増すごと の上乗せ金額
世帯合計 総所得 金額	2,861,280 円	3,188,880 円	3,874,320 円	4,741,920 円	5,329,440 円	5,876,640 円	547,200 円

※ **令和3年分世帯合計総所得金額**とは

・同一生計世帯員（住民基本台帳において同一世帯となっている方は、同一生計世帯員とみなします）の中で令和3年分所得のある方全員の合計総所得金額（純損失、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び雑損失の繰越があった場合は、繰越控除前の金額）

2 募集人員

若干名

3 奨学資金の貸付期間及び貸与額等

- (1) 貸付期間 令和4年10月から正規修業期間
(ただし通信制課程は入学後4年以内)
- (2) 貸付金額 高等学校(国公立)・・・月額20,000円
高等学校(私立)・・・月額30,000円
大学(国公立・私立)・・・月額30,000円
- (3) 貸付方法 年3回に分け、奨学生本人の口座への振込（一部の学校は学校口座へ振込）
※ただし、本年度分（10月から3月分）については、12月末に一括振込予定

区 分	貸付時期	高 等 学 校		大 学
		国 公 立 (月額20,000円)	私 立 (月額30,000円)	国公立・私立 (月額30,000円)
第1回(4～7月)	6月末	80,000円	120,000円	120,000円
第2回(8～11月)	9月末	80,000円	120,000円	120,000円
第3回(12～3月)	12月末	80,000円	120,000円	120,000円

4 提出書類

次の書類をそろえて期間中に提出してください（提出書類は返却いたしません。）

(1) 川西市奨学資金申請書

(申請書は別紙のとおりです。裏面の推薦書は、在学する学校で記入してもらってください。)

(2) 総所得金額のわかるもの

世帯全員分が必要です。（ただし、所得がなく、かつ、扶養であった旨が確認できる方若しくは令和4年1月1日現在川西市に住民登録がある方は省略できます）

(状況に応じて、下のア・イ、いずれかを必ず添付してください。写し可)

ア 令和3年分の確定申告書控

イ 令和4年度市・県民税課税証明書

・所得証明書を提出いただいた場合は、選考にあたり、教育委員会において市・県民税課税台帳により扶養状況等を確認いたしますので、ご了承ください。

・なお、令和4年1月1日現在、他市町に住民登録されていた場合は、前住所地で令和4年度市・県（府）民税課税証明書を取得してください。

なお、生活保護世帯は、上記にかかわらず「生活保護受給証明書」を添付してください。

5 提出期間

令和4年9月1日(木)から9月15日(木)

17時就学・給食課必着（土・日を除く。郵送不可）

6 提出先

川西市教育委員会事務局 教育推進部 就学・給食課（市役所3階3番窓口）

(TEL) 072-740-1256(直通)

7 奨学生の決定等

提出書類及び川西市奨学資金返還金等の滞納状況を審査のうえ、10月下旬に奨学生を決定し結果については本人に通知いたします。**決定後、連帯保証人2名が必要になります。(独立の生計を営む成年2名、うち1名は奨学生と同一生計世帯の主たる収入を得る方。)**

(なお、市外へ転出、退学等した場合、また、当委員会事務局へ連絡のない転居や、虚偽の申請をしたと認められる場合、あるいは家族の中に川西市奨学資金返還金の滞納がある方は、奨学生の資格がなくなり、すでに貸付けた奨学金を返還していただきます。また、奨学資金貸付期間中の毎年度はじめに、在学証明書と勉学や生活に関するレポートを提出していただきます。)

8 奨学資金の返還期間及び方法

(1) 返還期間・・・貸付期間終了後、6ヵ月を経過してから10年以内

(2) 返還方法・・・月払い、年2回払い、年1回払い

(3) 利息・・・無利息

○ 返還例（毎月同一額払いの場合）

貸付区分	貸付期間	貸付総額	返還年数	返 還 金 額	
				毎月	一年合計
高等学校（国公立）	3年	720,000円	10年	6,000円	72,000円
高等学校（私立）	3年	1,080,000円	10年	9,000円	108,000円
短期大学	2年	720,000円	10年	6,000円	72,000円
大 学	4年	1,440,000円	10年	12,000円	144,000円